

一 広 報

あかしいけ

発行所 赤池町役場 編集 総務課 文書広報係

No.163号

町の人口

(51年6月末日現在)

男	4,409人
女	4,852人
総人口	9,261人
世帯数	2,866世帯



~~~~~ 川は心のふるさとです。みんなの力できれいにしましょう。 ~~~~~

※ この協議会は遠賀川水系の水質汚濁機構を明らかにし、

汚濁防止対策を検討して、水質改善を目的とするもので、参加機関（建設省・通産省・行政管察局）福岡県

及び遠賀川流域内の関係する29市町村をもって構成されています。

遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会事務局 建設省遠賀川工事事務所

# 第十回 桜花少年剣道大会

観戦記 上 村 常 夫

不覚にも思わず「ウッ」と嘆息する。やむなし、先取された佐藤君の胸の内は、わからないが、態度は悠然として悪びれず、平然たるもの、頼もしい若者だ。

勝負にはその根性が大切。二本目開始、相共に攻め合うも、なかなか一本ならず、時間は過ぎる。見ていて胃が痛くなる思いだ。双方機をうかがうも、剣風雲を呼ぶ。

間合いをつめた相手の剣先が動いた一瞬をよくとらえて、佐藤君の強剣甲手を切つて落す。「ヤッター」とたんにあがる観衆の惜しみない拍手と喚声の内に試合終了となる。 ※引き分け、総合一勝一敗三引き分けとなる。

主審引き分けを宣告するや、両道場の熱戦、激斗に対し万雷の拍手を送り敢闘をねぎらう。直ちに代表決定戦を行う。

修猷塾より大将に替り中堅出場当方大将佐藤君にすべてを託す。観衆注目の中に試合再開、相手方中堅はしばしの間休息しており試合が長びくと不利と考えたか佐藤君積極的に攻めて出る。

如何せん、昼食抜きで三回戦、四回戦今又、代表決定戦と休む間もなく、連続の試合と重圧に疲労のため、胴を抜いたが不十分私われ甲手を返され一本となる。

双方攻防を尽した激戦もここに終止符となり無念の涙をのむ。(佐藤君よく頑張った)

伝統ある本大会に初出場ながら善戦よく準々決勝まで進出し、強豪と互格に試合し得た事は選手諸君にとっては、大きな自信となった事と思います。本大会にご苦勞様でした。

本大会を良き思い出として、明日からの稽古の糧としましょう。本大会は先降から大将まで厳しかった日々の稽古の成果がよく出て、各自持っている力を充分に發揮しての敗戦である。

特に大将佐藤君にたびかさなる責任戦を敢闘し得た事は貴重な経験をさせたと思います。心からご苦勞様と申し上げます。

さて、小学生は三回戦において名高い若松少年剣道部と対戦し敗退いたしました。これもまた、初出場をよく三回戦まで進出し、上出来と思います。選手の皆様ありがとうございました。武末監督ご苦勞様でした。

以上で、第六十回桜花少年剣道大会の観戦記を終らしていただきます。今後の発展とご健康を心から祈り申し上げます。住民の皆様のご協力をお願いします。

## 消費生活懇談会 開催される

高度成長における消費生活問題がさげばれている今日、少しでも賢い主婦になろうと、五月二十日町民会館において、県消費者協会飯塚支所長、小林一喜消費生活コンサルタント、山口登志子同講師を招き、消費生活を見なおそうのテーマで婦人会員多数出席して熱心に勉強しました。

食品、衣類、家具類等の買い方品質の見分け方、製造年月日の確認といった初歩的な問題点より講義に入りました。今後は、主婦として、必ず知識を得るためにもこの催しを進めていきたいと思ひます。

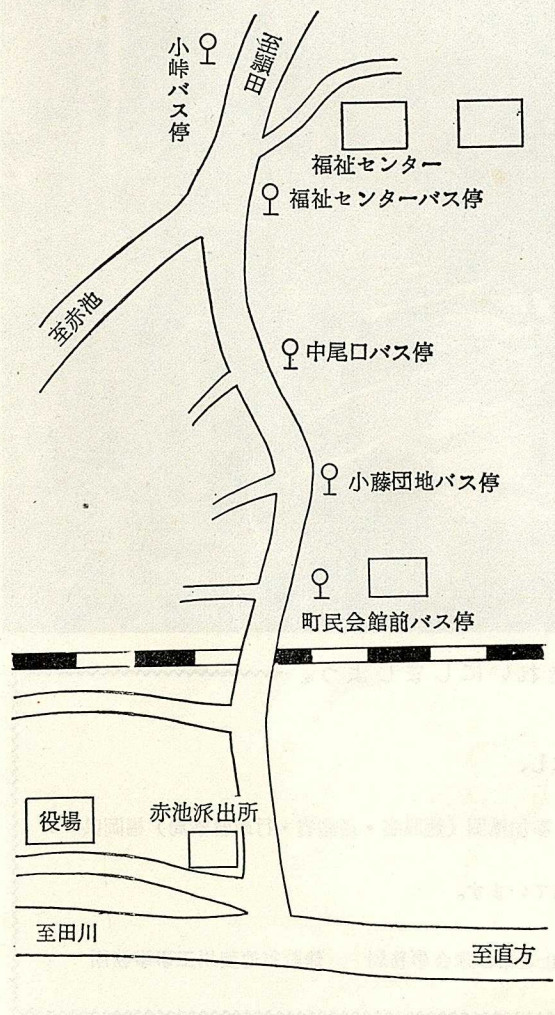
各地域ごとの催しでも結構ですがから婦人会等を通じて、役場産業振興課まで申し込んで下さい。消費生活向上の苦情がありましたら御遠慮なく生活相談員に御相談下さい。

生活相談員の方は、県知事より委嘱を受けています。生活相談員 九支所 中村 千鶴 電話 三五九五 十二支所 伊藤トシ子 電話 二二八四 赤池町役場 産業振興課窓口

## 西鉄バス 路線変更について

現在、小竹、赤池線を運行している西鉄バス路線が昭和51年9月1日頃に路線が変更する予定です。昭和48年9月に西鉄から離合場所についての土地確保について町に申し入れがありました。土地が確保出来ず今日までになっていました。

また、路線変更の理由として次のことがあげられています。イ 県道小竹、赤池線の巾員の狭隘(車の大型化)である。ロ バスの離合が困難である。ハ 交通事故防止。以上のような事が主な路線変更の理由としてあげられています。



## 昭和五十一年度地方税法の改正のお知らせ

昭和五十一年度の地方税等の一部を改正する法律案が去る三月三十一日国会を通過しました。今回の町税関係の主な改正は住民税の均等割の税率の引上げで昭和二十六年以来据置かれていた均等割が三百円から千円に引き上げられることになりました。

この内訳は県民税が三百円、町民税が七百円となっております。又、低所得者層の負担の軽減を図るため、前年中の所得が町の条

例で定める金額(十二万円)以下である者には均等割を課することができないこととされています。次に法人の均等割が同じく引き上げられ、資本金が一千万円を超え、一億円以下である法人については、改正前が四千円であったものが一万二千円に引き上げられています。

軽自動車税についても平均三十%の引き上げが行なわれ、主なもの、軽自動車の乗用のものが四千五百円から五千九百円に、貨物のものが二千五百円から三千三百円に引き上げられました。

又、農耕用の自脱用コンバイン(刈取脱穀作業用自動車)については、昭和五十一年度から農耕作業用自動車と同じ税率一千三百円で課税されることになりました。固定資産税は昭和五十一年度は三年に一度行なわれる評価替えの年度に当たりますが、宅地は平均一・四、農地は一・一、山林原野については一・二倍に、それぞれ評価替えを行なっておりますが、今回の改正で本則課税による急激な税負担をさけるため、負担調整措置がとられることとなり、土地についての税は、平均一・一倍から一・二倍に調整されて課税されることになりました。

以上昭和五十一年度の地方税法の改正についての概要をお知らせしました。

昭和五十一年度地方税法の改正についてのお知らせ

1 保険金が支払れる場合は、日本国内において乗車に乗っていて、衝突、つい落、転覆したりした事故、また歩いていてこれらの車輻にはねられたり、ひかれたりした事故のときです。

2 保険料は、一人三六〇円で、中途申込み月割三十円で。

## 昭和三十二年 地方税法の改正のお知らせ

昭和三十二年の地方税等の一部を改正する法律案が去る三月三十一日国会を通過しました。今回の町税関係の主な改正は住民税の均等割の税率の引上げで昭和二十六年以来据置かれていた均等割が三百円から千円に引き上げられることになりました。

この内訳は県民税が三百円、町民税が七百円となっております。又、低所得者層の負担の軽減を図るため、前年中の所得が町の条

例で定める金額(十二万円)以下である者には均等割を課することができないこととされています。次に法人の均等割が同じく引き上げられ、資本金が一千万円を超え、一億円以下である法人については、改正前が四千円であったものが一万二千円に引き上げられています。

軽自動車税についても平均三十%の引き上げが行なわれ、主なもの、軽自動車の乗用のものが四千五百円から五千九百円に、貨物のものが二千五百円から三千三百円に引き上げられました。

又、農耕用の自脱用コンバイン(刈取脱穀作業用自動車)については、昭和五十一年度から農耕作業用自動車と同じ税率一千三百円で課税されることになりました。固定資産税は昭和五十一年度は三年に一度行なわれる評価替えの年度に当たりますが、宅地は平均一・四、農地は一・一、山林原野については一・二倍に、それぞれ評価替えを行なっておりますが、今回の改正で本則課税による急激な税負担をさけるため、負担調整措置がとられることとなり、土地についての税は、平均一・一倍から一・二倍に調整されて課税されることになりました。

以上昭和五十一年度の地方税法の改正についての概要をお知らせしました。

## 学校給食のあゆみ (一)

### 一、戦前の学校給食

学校給食の始まりは、今から八十七年前の明治二十二年十月、山形県西田郡鶴岡町(現在の鶴岡市)の私立忠愛小学校(仏教各宗派寺院住職が設立)で貧困児童を対象に昼飯給与を行ったのがその起源とされています。

この学校給食は、週六日間通して実施され、給食の内容も米飯に野菜、魚をそえたかなり栄養に富んだものであり、さらにこの給食によって子供たちに卑屈感を与えぬような配慮も払われて実施されたといわれます。

また一本邦学校給食施設の概要」その他の資料によると明治四十年、広島県豊田郡大草村義務教育奨励による給食、同四十三年静岡県、同四十四年岡山県小田郡小田村学令児童保護会による給食、同四十五年広島県、岩手県下の一部児童に対する給食の実施が記録されています。

このように貧困児童救済事業として学校給食は、明治年間から実施され始めていましたが、大正年代に入ると栄養的配慮にもとづいた学校給食が提唱せられ、大正八年東京知事阿部浩氏の支援を受け、私立栄養研究所長佐伯恒博士の努力により、同研究所附設製造工場による栄養パンを府直轄学校に配給したとされています。

これが学校給食にパンを採用した最初です。また、文部省の選牒にもはじめて学校給食の文字が使われています。(大正十二年十月十五日発学第七十三号、文部次官通牒「児童の栄養状態に注意し、この不良なるものに対しては学校給食等適当な方法を講じ速に栄養状態を快復せしむるよう務むること」)。

国としてはじめて学校給食に対する助成を行ったのは昭和七年であり、すなわち、昭和初期の経済不況によって就学困難となった多くの児童を救済するため、同年九月七日、文部省訓令第十八号「学校臨時施設方法」を定め、国庫から約六十七万円を支出して学校給食を実施し、就学を奨励したので

(当時の食費は一食当り平均四銭であり、なお、当時のウードンは約七銭)この国の助成のもとに学校給食は引き続き広く行なわれるようになり、その実施人員数も昭和七年の約三十八万人から同十一年には六十二万人へと増加、その後さらに貧困児童だけでなく、栄養不良児、虚弱児等をも対象に含めた栄養給食へ内容の充実がはかられていき、昭和十五年にはこの栄養改善をはかるための学校給食の奨励について定めた文部省訓令第十八号「学校給食奨励規程」が出されました。

統制小作料の基準の改定後と改定前の比較

| 農地等級 | 田の部                           |                               |        | 畑の部                           |                               |        |
|------|-------------------------------|-------------------------------|--------|-------------------------------|-------------------------------|--------|
|      | 改正後の10アール当りの額(昭和51年省令第13号)(A) | 改正前の10アール当りの額(昭和42年省令第38号)(B) | 比率 A/B | 改正後の10アール当りの額(昭和51年省令第13号)(A) | 改正前の10アール当りの額(昭和42年省令第38号)(B) | 比率 A/B |
| 1級   | 6,826円                        | 5,688円                        | 1.2倍   | 2,604円                        | 2,170円                        | 1.2倍   |
| 2級   | 6,533                         | 5,444                         |        | 2,488                         | 2,073                         |        |
| 3級   | 6,245                         | 5,204                         |        | 2,368                         | 1,973                         |        |
| 4級   | 5,952                         | 4,960                         |        | 2,250                         | 1,875                         |        |
| 5級   | 5,664                         | 4,720                         |        | 2,134                         | 1,778                         |        |
| 6級   | 5,371                         | 4,476                         |        | 2,016                         | 1,680                         |        |
| 7級   | 5,083                         | 4,236                         |        | 1,896                         | 1,580                         |        |
| 8級   | 4,790                         | 3,992                         |        | 1,780                         | 1,483                         |        |
| 9級   | 4,502                         | 3,752                         |        | 1,662                         | 1,385                         |        |
| 10級  | 4,210                         | 3,508                         |        | 1,542                         | 1,285                         |        |
| 11級  | 3,922                         | 3,268                         |        | 1,426                         | 1,188                         |        |
| 12級  | 3,629                         | 3,024                         |        | 1,308                         | 1,090                         |        |
| 13級  | 3,341                         | 2,784                         |        | 1,188                         | 990                           |        |
| 14紙  | 3,048                         | 2,540                         |        | 1,072                         | 893                           |        |
| 15級  | 2,760                         | 2,300                         |        | 954                           | 795                           |        |
| 鉾害級  | 5,808                         | 4,840                         | 1,842  | 1,535                         |                               |        |

統制小作料額の改訂について

(統制小作料が一・二倍に引き上げられました。)

ご承知のように、昭和四十五年九月三十日以前から設定されて現在も存続されている賃借権、地上権、永小作権で小作人が個人であるものについては、昭和五十五年九月三十日までは、地主及び小作人は、農業委員会が定めた、統制小作料額を超えない範囲の小作料で契約をしなければならず、また

統制小作料を超えない範囲で小作料の支払い、または、受領しなければならぬことになっていました。

尚このたび統制小作料額の国の基準が改訂され、それによって農業委員会が定めた統制小作料額が従前の一・二倍に引き上げられ昭和五十一年四月十日から適用されることになりました。

(個人別の小作契約の小作料は、地主と小作人との合意によります。)

今回の統制小作料額の改訂はあくまで、農業委員会が定めた小作料の最高限度額の改訂ですから、統制小作料額が適用される個々の小作地についての契約小作料は自動的に変更されるものでなく、改訂後の統制小作料額の範囲内です。従って、地主と小作人の合意により、地主と小作人で契約小作料の合意がなされた時は、変更した日から三十日以内に地主及び小作人は連名で、変更した旨を、農業委員会に通知しなければなりません。

しかし、昭和四十五年九月三十日以降新たに小作契約されたものについては、標準小作料が適用され、本町においては、田で一万余円、畑で六千円となっております。

尚、統制小作料の基準の改訂後と改正前の比較は次の表の通りです。

水道料金の値上げ案 議会で議決される!

赤池町上水道事業で、水道料金を値上げをしないと経営困難である現状、事業が出来なくなりかねませんので料金値上げをした次第です。住民の皆様もチラシ等で御存じと思いますが十分御理解をいただき、御協力の程をよろしくお願いいたします。

議会でも充分慎重に審議してまいりましたが、議案の修正で、水道料金の値上げを議決されました。

水道課員、万全体制をしいていますが、突発的事故が発生しますと全力をあげ事故修理をし、住民の皆様にごめいわくをおかけしないようにしていきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。

緊急事業で下排水を清掃

今年度は、経費が少なく、しかも住民によるこぼれる仕事として草場水路の土砂しゅんせつ及び町部の岩淵下水路しゅんせつ作業をしています。

現在、興国寺横の連綿道路、延長一九二メートル、巾員五・五メートルの工事を行っています。

お詫び(訂正)

香典返しにおいて、八木正弘殿亡父教夫殿と掲載(六月号)していましたが八木教夫殿亡長男正弘殿の誤りでしたので、深くお詫び申し上げます。